

双葉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 5,294	千円 18,487,036	千円 1,049,381	千円 1,029,772	% 5.6	% 7.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

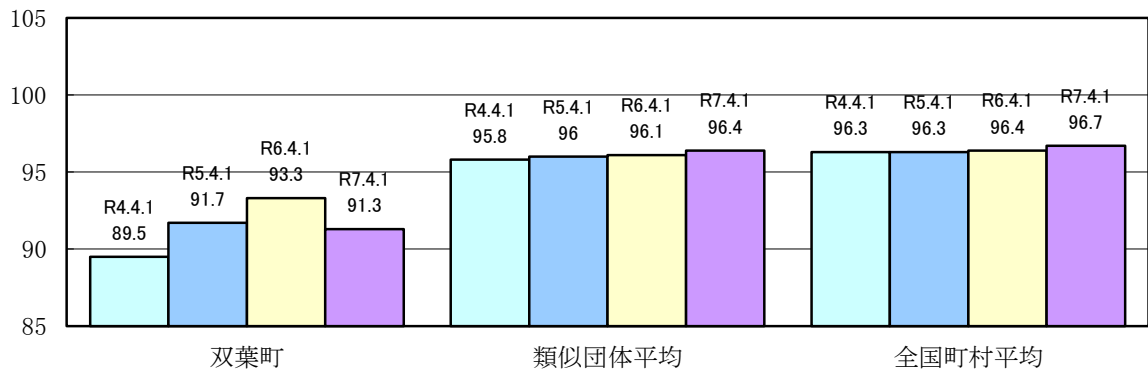
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 106	千円 334,598	千円 104,199	千円 138,884	千円 577,681	千円 5,449	千円 5,865

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。また任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再認用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえて記載すること）

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】本町の給与において、行政職給料表の3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引き上げを行うとともに、その他、各種手当についても見直しを行っています。

① 給料表の見直し

[あああ実施] 未実施あああ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日
（内容）行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施しています。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給対象地域外のため、省略します。

③ その他の見直し内容

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、見直しを実施しました。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

特にありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
双葉町	44.2 歳	305,700 円	394,318 円	337,757 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,259 円	366,537 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	410,940 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		双葉町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	224,600 円	230,300 円	220,000 円
	高 校 卒	191,300 円	198,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	192,500 円	196,900 円	－
	中 学 卒	180,600 円	189,900 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

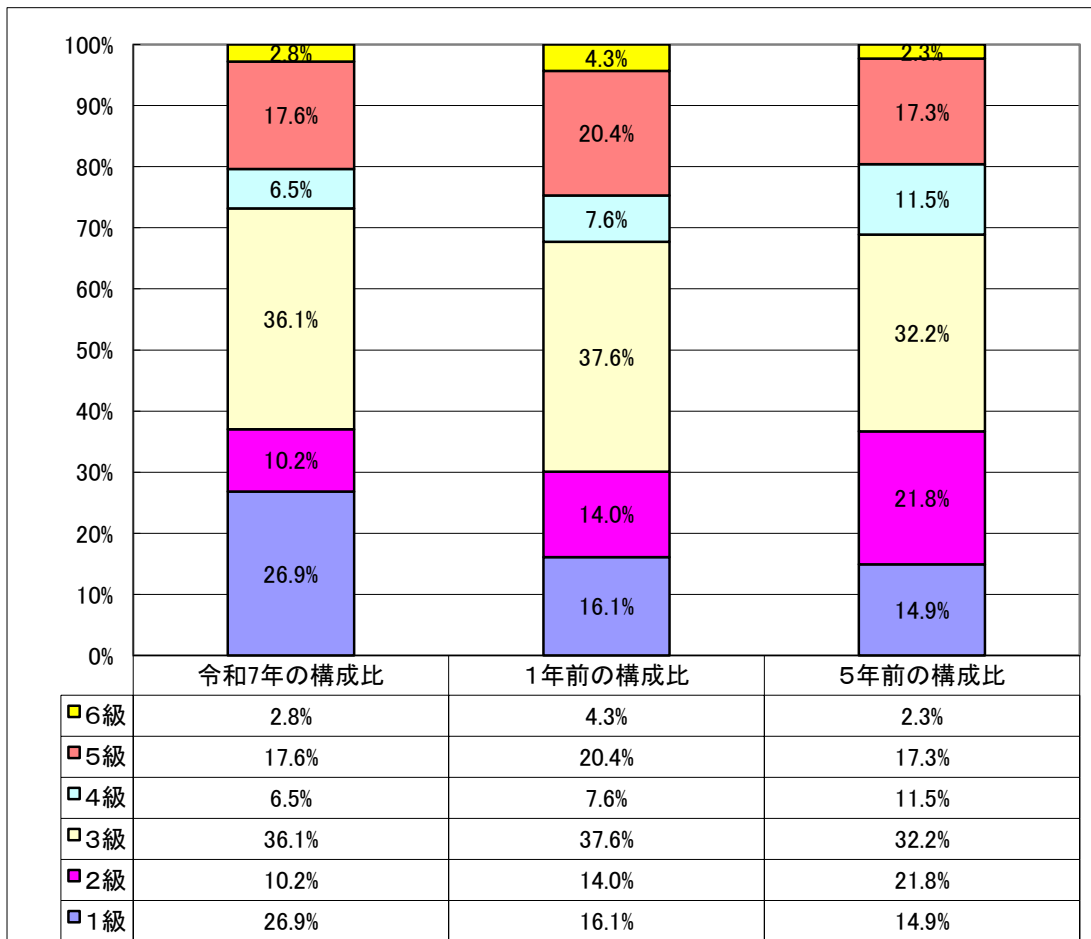
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,450 円	336,125 円	350,800 円	402,400 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

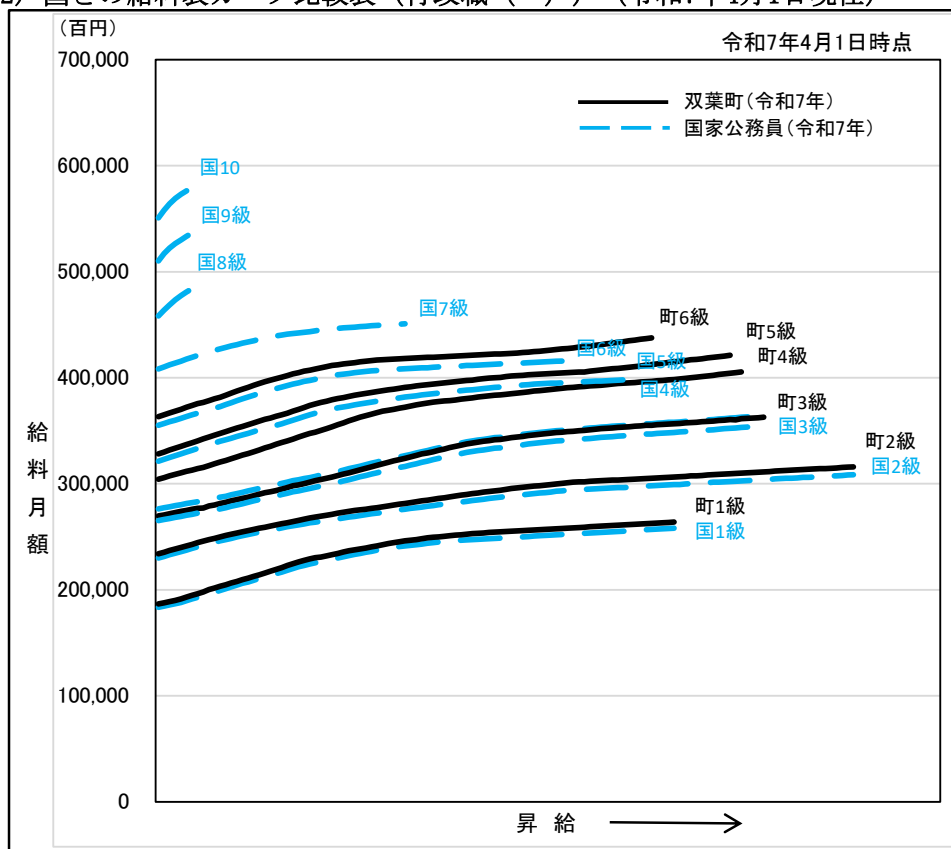
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	29 人	26.9%	186,700 円	263,900 円
2級	副主査	11 人	10.2%	234,000 円	315,900 円
3級	係長・主任主査・主査	39 人	36.1%	269,700 円	362,800 円
4級	課長補佐・総括主任主査	7 人	6.5%	304,300 円	405,500 円
5級	課長・主幹	19 人	17.6%	328,200 円	421,200 円
6級	総務課長・参事	3 人	2.8%	363,300 円	437,600 円

- (注) 1 双葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の3級及び4級並びに5級及び6級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（双葉町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

双葉町	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和6年度) 1,500千円	一人当たり平均支給額(令和6年度) 1,663千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（双葉町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ、人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ、人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

双葉町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職 4号加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 2,252 千円 0 千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当の支給対象地域外のため、省略します。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)				1,579 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				30,365 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)				48.1 %	
手当の種類(手当数)				3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する 支給単価	支給実績 (令和6年度決算)
防疫作業従事 職員の手当	右の業務に 従事した職員	伝染病予防法及び家畜伝染病予防法 に基づく業務		1日につき 400 円	-
死体取扱業務 従事職員の手当	右の業務に 従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に 定める死亡人の取扱業務		1日につき 10,000 円	-
災害応急作業 従事職員の手当	右の業務に 従事した職員	東京電力福島第一 原子力発電所敷地内	免震重要棟の外	建屋内 40,000 円	0 円
				故障設備等 現場確認 20,000 円	60,000 円
				上記以外 13,300 円	106,400 円
			免震重要棟の内		3,300 円
		帰還困難区域	屋外 6,600 円	943,810 円	
			屋内 1,330 円	3,990 円	
		居住制限区域	屋外 3,300 円	0 円	
			屋内 660 円	0 円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	32,256 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	448 千円
支給実績(令和5年度決算)	29,824 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	392 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	-	7,955 千円	165,734円
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 支給額上限28,000円 2 配偶者等の居住する借家・借間 ・単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 ・単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 支給額 1により算出される額の1/2の額	異なる	支給額等	16,006 千円	296,432円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額 ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし70,600円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 3,000円～70,600円	異なる	支給額等	31,761 千円	369,319円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員支給額 職務の級及び職の区分に応じた額 ・課長 30,000円 ・主幹 25,000円	異なる	支給額等	7,295 千円	317,174円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給 ・基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	異なる	支給額等	7,064 千円	441,500円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務した場合に支給。	異なる	支給額等	279 千円	16,412円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等			
給 料	町 長 副 町 長		766,000 円 601,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
				843,000 円／ 506,100 円		
				700,000 円／ 434,200 円		
報 酬	議 長 副 議 長 議 員		289,000 円 248,000 円 232,000 円	337,000 円／ 230,000 円		
				280,000 円／ 182,000 円		
				258,000 円／ 165,000 円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長		(令和7年度支給割合) 3.35 月分	計算の基礎となる額は、給料月 額に15%加算した額		
	議 長 副 議 長 議 員		(令和7年度支給割合) 3.35 月分	計算の基礎となる額は、報酬月 額に15%加算した額		
退 職 手 当	町 長 副 町 長		(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48 給料月額×在職月数×0.29	(1期の手当額) 17,648,640 円		(支給時期) 任期毎
				8,365,920 円		任期毎
	備 考					

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

（各年4月1日現在）

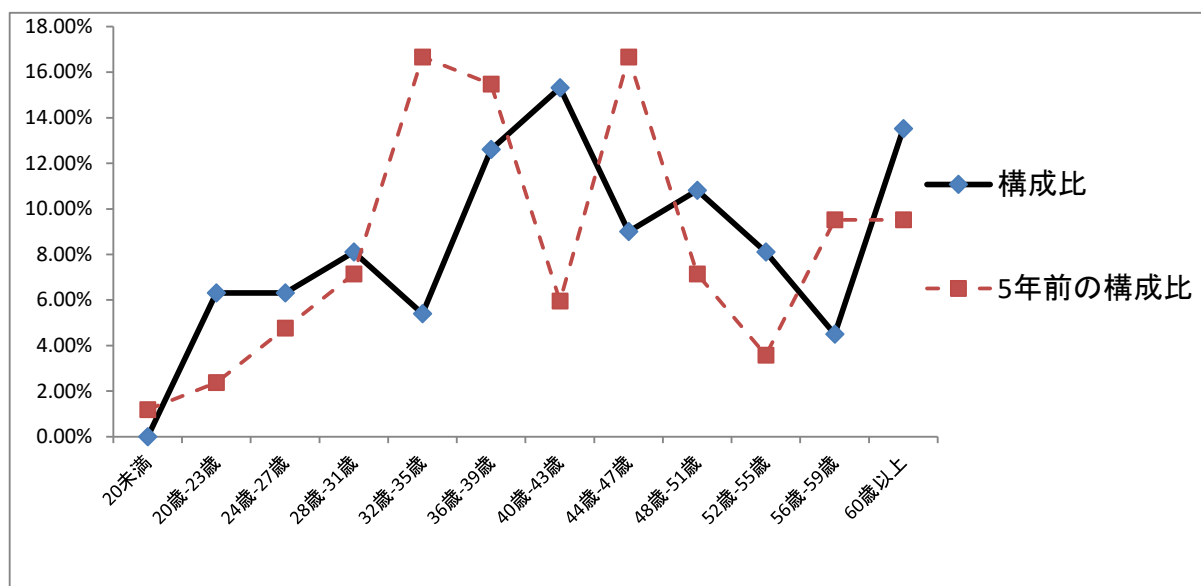
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
			令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員不補充	
		総務	44	47	3		
		税務	6	5	▲ 1		
		労働	0	0	0		
		農水	6	9	3	業務増	
		商工	2	2	0		
土木		10	10	0	業務増		
民生		4	7	3			
衛生		7	9	2	業務増		
計		81	91	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 171.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 144.89 人)		
	教育部門	11	15	4	業務増		
	小 計	92	106	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 200.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 172.72 人)		
公営企業等	会計部門	下水道	1	1	0	業務増	
		その他（国保、介護）	3	4	1		
		小 計	4	5	1		
合 計			96	111	15	<参考> 人口1万人当たり職員数 209.67 人	
			[113]	[113]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人0	人7	人7	人9	人6	人14	人17	人10	人12	人9	人5	人15	人111

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	84	88	87	87	81	91	7 (8.3 %)
教 育	10	10	12	11	11	15	5 (50.0 %)
警 察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	94	98	99	98	92	106	12 (12.8 %)
公営企業等会計計	5	5	5	4	4	5	0 (0.0 %)
総合計	99	103	104	102	96	111	12 (12.1 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費比率
6年度	千円 255,016	千円 35,849	千円 7,719	% 3.0	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 1	千円 3,742	千円 598	千円 1,562	千円 5,902	千円 5,902	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
双葉町	39.8 歳	316,100 円	489,392 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		普通会計	
一人当たり平均支給額(令和6年度)		一人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,562 千円		1,310 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

下水道事業			普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職 4号加算)			(退職時特別昇給 勸奨退職 4号加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	2,252 千円	0 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

地域手当の支給対象地域外のため、省略します。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)					－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)					－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)					－ %	
手当の種類(手当数)					3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する 支給単価		支給実績 (令和5年度決算)
防疫作業従事 職員の手当	右の業務に 従事した職員	伝染病予防法及び家畜伝染病予防法 に基づく業務		1日につき	400 円	－
死体取扱業務 従事職員の手当	右の業務に 従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に 定める死亡人の取扱業務		1日につき	10,000 円	－
災害応急作業 従事職員の手当	右の業務に 従事した職員	東京電力福島第一 原子力発電所敷地内	免震重要棟の外	建屋内	40,000 円	0 円
				故障設備等 現場確認	20,000 円	60,000 円
				上記以外	13,300 円	106,400 円
			免震重要棟の内		3,300 円	0 円
		帰還困難区域	屋外	6,600 円	943,810 円	
			屋内	1,330 円	3,990 円	
		居住制限区域	屋外	3,300 円	0 円	
			屋内	660 円	0 円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	29 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	29 千円
支給実績(令和5年度決算)	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	－ 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	双葉町職員との異同	双葉町職員と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ			
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 支給額上限28,000円 2 配偶者等の居住する借家・借間 ・単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 ・単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 支給額 1により算出される額の1/2の額	同じ		336 千円	336,000円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額 ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし70,600円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 3,000円～70,600円	同じ		233 千円	232,800円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員支給額 職務の級及び職の区分に応じた額 ・課長 30,000円 ・主幹 25,000円	同じ			
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給 ・基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	同じ			
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務した場合に支給。	同じ			